

朝霞市景観計画の変更（素案）に関する
パブリック・コメント（意見募集）結果

令和2年3月
朝霞市

1. パブリック・コメント（意見募集）結果概要

1 目的	朝霞市景観計画の変更にあたり、市民の皆様からご意見を募集するため。
2 募集期間	令和元年12月6日（金曜日）から令和2年1月6日（月曜日）まで
3 意見提出の対象者	<ul style="list-style-type: none">・市内に在住・在勤・在学されている方・市内に事務所・事業所を有する個人及び法人・この案件について利害関係を有する方
4 公表した資料	朝霞市景観計画の変更（素案）
5 意見提出者数及び意見数	7名（FAX1通、メール6通）、25件

※ パブリックコメント結果の整理の都合上、意見を要約させていただいております。
意見の全文は別紙に掲載しております。

2. 意見の内容と市の考え 1ページ～7ページ

3. 意見の全文 8ページ～16ページ

朝霞市景観計画の変更（素案）に関するパブリック・コメントの結果

No	区分	ページ	意見の内容（要約）	市の考え	修正の有無
1	全般	-	公園通りのケヤキ並木は素晴らしい景観を提供している。さらに充実させるために北側の北口広場周辺と南側のフタバスポーツ店周辺にケヤキ並木を延長することにより、連続的な緑の景観が形成できる。 景観づくり重点地区の将来構想等を市民参加で話し合う場を設けてはいかがか。	朝霞市役所の庁舎前緑地のケヤキをケヤキ並木のはじまりのケヤキとして、南に向かって歩道部分に新しくケヤキを植え、現在の公園通りのケヤキ並木と繋げることにより、連続的な緑の景観が実現する予定です。 景観づくり重点地区の将来構想等については、適宜、開催している景観まちづくり市民意見交換会の場を活用していきたいと考えています。	無
2	全般	-	朝霞市景観計画の変更（素案）の【変更の目的】について、「朝霞しみどりの基本計画」で「みどり」について、新しい考えが提示されているため、「緑の景観」を「みどりの景観」に「緑豊か」を「みどり豊か」に変更することを提案する。	ご意見を踏まえ、みどりの基本計画の「みどり」の考え方に合致する箇所に関して「緑」を「みどり」に修正します。	有
3	全般	-	景観づくり重点地区「シンボルロード周辺エリア」は、市民や周辺地区からこの朝霞の森とシンボルロードに来る人達が通ってくる道筋も含めて景観づくりを重視し、町づくりの手本にしてほしい。 A. 朝霞駅を降りても三方向の道を選択してる。 ①市役所へ行く商店街。 ②駅から左方向本町3丁目方面から、ひとつは、郵便局方面に右折 ③もうひとつは、図書館・中央体育館方面に右折。 B. 国道254方面から来る人。（旧川越街道からもくる） C. 周辺住宅地、公共施設、各学校から自宅への往復路として通る人。「シンボルロードやけやき並木だけが緑豊かな地である」のではなく、駅前道路も、市民の皆様が通う街路も、景観のすばらしい町づくりをしてほしい。	現在運用中の朝霞市景観計画において、市内全域を景観計画区域に位置付け、ゾーンごとに配慮事項や色彩基準などを設定しているところであり、今後も朝霞市景観計画の運用によって、朝霞市の自然や歴史文化、人々の営みを伝える大切な風土や風景を守るとともに、より良い景観をつくり、住みたい、訪れたいと感じるまちづくりを進めていきます。	無
4	全般	-	自然豊かな朝霞は、住みたい、住み続けたい街に繋がる。緑道、緑地を至る所に作り線から面に発展してもらいたい。		

朝霞市景観計画の変更（素案）に関するパブリック・コメントの結果

No	区分	ページ	意見の内容（要約）	市の考え	修正の有無
5	Ⅱ. 2. 景観づくり重点地区の区域	別冊 2	民間に配慮したものと思うが、市役所東側の地域はこれから再開発が進んでいく可能性があり、その際、景観計画が重要になってくるものと思われるため、もう少し広げて重点地区に指定しておくべきと考えます。北側も同様。	<p>現在運用中の朝霞市景観計画において、市内全域を景観計画区域に位置付け、ゾーンごとに配慮事項や色彩基準などを設定し、適切に指導しています。なお、市役所東側及び北側の「商業にぎわいゾーン」に区分され、駅前広場及び市役所の周辺において、魅力ある商業地域を形成するため、にぎわいの景観を創出するゾーンとして、位置付けられています。</p> <p>今回の重点地区の指定は、現在整備を進めているシンボルロード周辺において重点的に良好な景観形成を推進することを目的に手続きを進めています。</p> <p>市としては、今回の重点地区の指定が市内における景観づくりの機運醸成の契機になると考えており、将来的には他の地域においても地域住民等が主体となって、地域の課題や実情に応じた景観協定や地区計画の策定（高さの制限等）など、まちづくりの取組が展開されることを期待しています。</p>	無
6	Ⅱ. 5. 景観づくりの方針	別冊 4	<p>景観づくり重点地区「シンボルロード周辺エリア」には陸上競技場、野球場、公民館、公園など多くの公共施設が含まれている。</p> <p>公共施設が率先して良好な景観を維持していくため、公共施設の樹木管理について景観計画に反映できないか。できない場合、緑の基本計画等で定められないか。</p>	<p>公共施設の樹木及び街路樹の維持管理に関しては、景観づくりの方針「本市の顔としてふさわしいみどり豊かでゆとりとやすらぎを感じる景観づくり」を実現するため、景観に配慮した管理を進めることとしております。</p> <p>また、街路樹については道路整備基本計画に基づき、街路樹の管理計画を策定する予定です。</p>	無
7	Ⅱ. 5. 景観づくりの方針	別冊 4	人々にやすらぎと潤いを与え、夏には快い木陰を提供してくれる街路樹の強剪定への対処策の確立を求める。景観づくり重点地区の街路樹の維持管理については住民参加で行うことを明記していただきたい。		

朝霞市景観計画の変更（素案）に関するパブリック・コメントの結果

No	区分	ページ	意見の内容（要約）	市の考え	修正の有無
8	Ⅱ.5. 景観づくりの方針	別冊 4	<ul style="list-style-type: none"> ケヤキ並木やヤマザクラなど（追加）と周辺の公共施設等が一体となって形成するみどり（「緑」→「みどり」に変更）の景観を守り、育て、次代に継承する。 シンボルロードの整備に伴い朝霞市の顔として人々が親しみ、集い、交流ができるにぎわいの景観づくりを実現する。 本市の顔としてふさわしいみどり（「緑」→「みどり」に変更）豊かでゆとりとにぎわいを感じる景観づくりを実現する。 景観を損ねるコンクリートの使用を最小限にして、<u>広場、生き物を支える土壌、みどりを守り育てる市民の活動、そこから醸成される生活文化にふさわしい景観づくりを実現する。</u>（追加） 	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>【景観づくりの方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ケヤキ並木やツツジ等と周辺の公共施設等が一体となって形成するみどりの景観を守り、育て、次代に継承する。 シンボルロードの整備に伴い人々が親しみ、集い、交流ができるにぎわいの景観づくりを実現する。 本市の顔としてふさわしいみどり豊かでゆとりとやすらぎを感じる景観づくりを実現する。 より良好な景観づくりに寄与するため、電線地中化の取組を推進する。（追加） <p>1つ目は、公園通りを構成するみどりを代表するものとして、市の木ケヤキに加えて、市の花である「ツツジ」等を加えています。</p> <p>3つ目の「本市の顔としてふさわしい」については、実現へ向けた市の自覚と覚悟を示す意味を込めて「として」を用いています。</p> <p>※用法としては「として」「に」いずれも使用可能です。</p> <p>電柱や電線に関しては、今後「朝霞市無電柱化推進計画」を策定し、緊急輸送道路など無電柱化について検討していきます。</p>	有
9	Ⅱ.5. 景観づくりの方針	別冊 4	<p>2番目 「朝霞市の顔として」を削除。</p> <p>3番目 本市の顔に（「として」→「に」に変更）ふさわしい緑豊かでゆとりとやすらぎ（「にぎわい」→「やすらぎ」に変更）を感じる景観づくりを実現する。</p>		
10	Ⅱ.5. 景観づくりの方針	別冊 4	<p>素敵な樹形を損なう電線・ケーブル所有者へいかに啓蒙や指導または協力依頼等をするのか。占用条件等で規制を掛けられないか。景観づくり重点地区から景観計画に反映できないか。できない場合、緑の基本計画で定められないか。</p>		
11	Ⅱ.5. 景観づくりの方針	別冊 4	<p>街並みや自然の風景を台無しにしているのが、縦横無尽に張りめぐらされている電線類である。景観計画の中で第一歩として景観づくり重点地区から架空電線・電柱を設置しないようにできないか。</p>		

朝霞市景観計画の変更（素案）に関するパブリック・コメントの結果

No	区分	ページ	意見の内容（要約）	市の考え	修正の有無
12	Ⅱ.7. 景観づくり基準 「シンボルロード 周辺エリア」	別冊 6	自動販売機は良好な景観にふさわしくない。景観づくり重点地区内の公共施設地には屋外設置は認めないように明記を望む。	ご意見を踏まえ、景観づくり基準のオ【外構・自動販売機】に自販機推奨カラー「5Y7.5/1.5」について追記します。 近年、自動販売機は、災害時の無償による清涼飲料水の提供、緊急情報の表示や防犯カメラの設置など、様々な社会的役割が期待される施設として認知されており、このような状況を踏まえると、ある程度「視認性の確保」に配慮した配置も、「沿道からの見え方」への配慮に含むものと考えています。	
13	Ⅱ.7. 景観づくり基準 「シンボルロード 周辺エリア」	別冊 6	①建築物の建築など・工作物の建設など オ【外構・自動販売機】 について、『自販機景観推奨カラー「5Y7.5/1.5」で自販機設置することで、沿道からの見え方や修景等の工夫は不要』等の文言を「追記」していただきたい。 自動販売機を「5Y7.5/1.5」で設置することで、当該建築物および周辺景観との調和は十分図れるとともに、“沿道からの見え方の配慮”や“修景等の工夫”についても、気にすることなく景観を壊さないで設置ができるので、設置者側の負担軽減にも繋がる。	また、修景等の工夫に関しては、「必要に応じて適切な修景等の工夫を行う」としており、全ての事例に義務付けているものではありませんが、市としては、自販機推奨カラーによって周辺との調和に配慮していただきながら、地域の魅力を高める空間づくりについて皆さんと一緒に考えていきたいと考えております。	有
14	Ⅱ.11. 届出の流れ	別冊 11	自動販売機は契約から設置まで短期間で販売開始を求められる等、お客様との円滑な取引のためにも「手続きの簡略化」および「届出から行為の着手」までに要する日数の短縮についてご考慮いただきたい。	手続きについては、「地域の特性を活かした良好な景観づくりを重点的に図る必要がある」という景観づくり重点地区の主旨をご理解いただき、ご協力をお願いします。 また、行為の着手までに要する日数については、現行制度においても、朝霞市景観規則第13条第1項の規定による「行為の着手制限の期間短縮」の制度がありますので、ご活用ください。	無

朝霞市景観計画の変更（素案）に関するパブリック・コメントの結果

No	区分	ページ	意見の内容（要約）	市の考え	修正の有無
15	Ⅱ.12. 屋外広告物の表示及び掲出に関する誘導方針	別冊 12	公共施設も含め、大型で色彩豊かな看板や広告がいたるところに設置されている。看板や広告の大きさ、高さ、設置できない地域、場所などの規制が必要である。まず景観づくり重点地区から規制について明記をすべきである。	屋外広告物の表示等については、埼玉県屋外広告物条例の運用によって適切に規制・誘導を図ることを基本とし、必要に応じて埼玉県屋外広告物条例による景観形成型広告物整備地区制度や広告協定地区制度の活用を検討することとしており、将来的には市独自の屋外広告物条例を検討していきたいと考えています。 シンボルロード周辺エリアにおける屋外広告物の表示等については、まちなみと屋外広告物がより一体的に良好な景観を形成することを目指して埼玉県屋外広告物条例に基づく許可に加えて、配慮すべき事項について、P12の「屋外広告物の表示及び掲出に関する誘導方針」を定め、運用していきます。	無
16	手続きの進め方	-	今回の景観計画の変更については事前説明会が開かれなかった。市民の関心を高めるためにも事前説明会を開くことを強く要請する。	今回の景観づくり重点地区の指定の手続きにあたっては、条例に基づき、委員に公募市民を含む景観審議会で審議・検討を重ねてきました。	
17	手続きの進め方	-	市民からの貴重な意見を市政に生かすために次のことをパブリックコメントに取り入れるよう提案する。 ① 提出者全員に個別事項毎の回答を郵送で行うこと。 ② パブコメ参加者を対象とした説明会を開催し、意見交換を行い、骨子案、素案に反映させること。 ③ 景観計画策定委員会においてパブコメ参加者と意見交換をする場を設けること。	また、景観づくり重点地区の区域の土地所有者等に直接訪問し、同様の内容について事前説明を行うとともに、景観法に基づき、都市計画審議会から意見聴取を行っております。 なお、パブリックコメントでいただいたご意見とそれに対する市の考えについては、景観審議会の委員各位に示し、意見を聴取するとともに、その議事録や結果をHPで公開する対応を行います。	無
18	協働	-	「シンボルロード周辺エリア」の重点地区指定に当たり、基地跡景観づくりのためのまちづくり協議会の発足を求める。 基地跡と周辺民地を含めた環境づくりとして、建築物の高さを、ケヤキ並木の高さ10m未満に抑えるには、周辺の開発・建築をコントロールする必要がある、今回の景観づくり重点地区の指定はまちづくり協議の場を発足するいい機会である。 また、このことは、黒目川周辺の景観重点地区づくりにも役立つ。 官地が多数を占める基地跡地景観づくりと違い、民地が多数を占める黒目川地域においては、周辺関係者の賛同が不可欠であり、シンボルロード周辺のまちづくり協議会が、そのモデルケースにもなる。	市としては、今回の重点地区の指定が市内における景観づくりの機運醸成の契機になると考えており、将来的には他の地域においても地域住民等が主体となって、地域の課題や実情に応じた景観協定や地区計画の策定（高さの制限等）など、まちづくりの取組が展開されることを期待しています。	無

朝霞市景観計画の変更（素案）に関するパブリック・コメントの結果

No	区分	ページ	意見の内容（要約）	市の考え	修正の有無
19	他	-	「シンボルロード周辺エリア」内にある多くの公共施設が米軍基地キャンプドレイク内の跡地に設置されたものである。歴史などを標記した案内板などがあると歴史を学び、景観や郷土への愛着を育む学習効果などが期待できるのではないかな。	<p>基地跡地については、「朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画」に基づき、シンボルロードと公園の一体的な利用を想定した整備を進める計画としております。</p> <p>なお、今後の管理運営についても、関係各課が連携を図りながら、「使いながらつくる、作りながら考える」考え方に沿ってすすめてまいりたいと考えています。</p>	無
20	他	-	<p>春～秋の時期にみどりの木陰がどのように広がってくれるのか。散歩道として心地よく通れるのか不安。不要なシュロを根からとってほしい。常緑樹もほしい。</p> <p>ベンチもは安くてもすわり心地よければ良い。ムダなお金を使わないでほしい。</p> <p>使いながら市民の（管理運営も市民なら、その中に周辺の事業者の方々も、緑地づくり専門家も入ってほしい。中・高、大学生、ママ達も入ってほしい）意見を聞き、創って行く（造る）。</p>		
21	他	-	<p>基地跡地の景観整備計画は、市民が主体となって進めた結果、完成後も多くの市民の支持を得て利活用され維持管理もスムーズにできるものと思う。</p> <p>市民の意見、行動力を行政に反映させるシステムは、他の自治体の模範となり得る。これからの市政にもこの好例を生かしてもらいたい。</p>		
22	他	-	<p>シンボルロードができれば終わりではなく、これから基地跡地全体をどうするかについて、市民はもちろんのこと、朝霞市行政も考えていることと推察する。</p> <p>市民の多くは、このシンボルロードと一体としての基地跡地の公園化を望んでいるのではないかな。</p> <p>シンボルロードは現在みどり公園課が整備に携わっているが、完成すれば道路整備課の管轄になるものと思われる。これまで“シンボルロード管理運営を考える会議”でみどり公園課と市民がいろいろ話し合ってきた経緯を踏まえ、完成後も道路整備課とみどり公園課とが連携して市民との対話を続けていっていただきたい。</p> <p>市民と行政との協働は、朝霞の森ですすでにできており、ここでの「使いながらつくる、作りながら考える」をシンボルロードでもぜひ実現していきたい。</p>		
23	他	-	<p>市役所周辺は、公共施設も多いが駐車場が基本的に足りない。駐車できなくて、参加を見合わせることも多くなった。坂道多く、バス便少ない地区もあり高齢化に伴い、車が必需品の人も居ることを忘れないで欲しい。</p> <p>家族で行きたい時は、特に必要性を感じる。</p>		

朝霞市景観計画の変更（素案）に関するパブリック・コメントの結果

No	区分	ページ	意見の内容（要約）	市の考え	修正の有無
24	他	-	近年、特にこの2, 3年マンションが群立している。マンション建設について、市としてビジョンを示してほしい。	本市において、特にマンションの建設が多くなっている駅周辺は、朝霞市都市計画マスタープランでも商業・業務機能の充実、都市機能の集約を図り、中心市街地としてのにぎわいを推進していくこととしており、埼玉県「まちづくり埼玉プラン」では、「駅周辺では、集合住宅や複合施設の立地を促進し、土地の有効活用を図る」としています。	無
25	他	-	駅から基地跡地に行くまでの間に、商業施設、複合施設など人が集まる場所を市が率先して考えて欲しい。個々の所有者任せにしているのは、空き家問題も解決しない。便利が良く、人通りがある所には、必ず借り手、買い手の需要があり、そのマッチングは、個々にはできない。	<p>なお、朝霞市景観計画の景観づくり基準において、建物の規模について、周辺のまちなみや建築物の形態と調和するとともに、圧迫感を生じさせないよう配慮するよう指導しています。</p> <p>また、朝霞市では、空き家のワンストップ無料相談窓口を開設して、空き家所有者及び利用希望者に空き家相談窓口を紹介するほか、空き家等の適正管理にかかる啓発活動を開始いたしました。</p> <p>さらに、朝霞市は、令和元年8月にウォークアブル推進都市となり、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」創出のため、今後、官民一体となってまちなかの魅力向上を図っていきたいと考えております。</p>	

朝霞市景観計画の変更（素案）に関するパブリック・コメント（意見の全文）

No	区分	ページ	意見の内容（全文）
1	全般	-	ケヤキ並木の一層の充実を 公園通りのケヤキ並木は素晴らしい景観を提供しています。さらに充実させるために北側の北口広場周辺と南側のフタバスポーツ店周辺にケヤキ並木を延長することにより、連続的な緑の景観が形成できます。景観づくり重点地区の将来構想等を市民参加で話し合う場を設けてはいかがでしょうか。
2	全般	-	以下の通り、下線で記載したように変更することを提案します。 理由は（参考）に書かれている内容を参照して下さい 【変更の目的】 朝霞市では平成28年4月1日に朝霞市景観計画を施行し、朝霞市の自然や歴史文化、人々の営みを伝える大切な風土や風景を守るとともに、より良い景観をつくり、住みたい、訪れた いと感じるまちづくりを進めております。 景観計画では、地域の特性を活かした良好な景観づくりを重点的に進めるため、景観づくり 重点地区を定めることとしており、現在進めている基地跡地シンボルロードの整備に合わせて 市役所及び公園通り（一部）の周辺を、景観づくり重点地区として「シンボルロード周辺エリア」に指定し、ケヤキ並木と周辺の公共施設等が一体となって形成する魅力的なみどりの景観（「緑の景観」→「みどりの景観」）を守るとともに、本市の顔としてふさわしいみどり豊か（「緑豊か」→「みどり豊か」）でゆとりとにぎわいを感じる景観づくりを実現するものです。 （理由） 以下の通り、「朝霞しみどりの基本計画」で「みどり」について、新しい考えが提示されているので、これを使わない手はありません。 （参考） 朝霞しみどりの基本計画 改訂版では、従来の「緑」として保全、創出してきた自然の緑や水辺、植栽空間、オープンスペースに加え、緑や水辺にすむ生き物やこれらを支える土壌、そして緑や水辺を守り育む市民の活動、そこから醸成される生活文化までを含む幅広い概念を表す言葉として、ひらがなの「みどり」を用いることとしました。 そして、市民、事業者とともにみどりの保全、創出や質の向上に取り組むことを通じて、みどり豊かなまち、みどりを守り育むことが生活文化として根付いたまちを築いていくことを目指します。
3	全般	-	「景観づくり重点のシンボルロード周辺エリア」なので、市民や周辺地区からこの朝霞の森とシンボルロードに来る人達が通ってくる道筋も含めて景観づくりを重視する。町づくりの手本にしてほしい。 A. 朝霞駅を降りても三方向の道を選択してる。 ①市役所へ行く商店街。 ②駅から左方向本町3丁目方面から、ひとつは、郵便局方面に右折 ③もうひとつは、図書館・中央体育館方面に右折。 B. 国道254方面から来る人。（旧川越街道からもくる） C. 周辺住宅地、公共施設、各学校から自宅への往復路として通る人。「シンボルロードやけやき並木だけが緑豊かな地である」のではなく、駅前道路も、市民の皆様が通う街路も、景観のすばらしい町づくりをしてほしい。

朝霞市景観計画の変更（素案）に関するパブリック・コメント（意見の全文）

No	区分	ページ	意見の内容（全文）
4	全般	-	自然豊かな朝霞は、住みたい、住み続けたい街に繋がります。緑道、緑地を至る所に作り 線から面に発展してもらいたいと思います。
5	Ⅱ.2. 景観づくり 重点地区の 区域	別冊 2	Ⅱ-2 「重点地区の区域」について 民間に配慮したものと思うが、市役所東側の地域はこれから再開発が進んでいく可能性があり、その際、景観計画が重要になってくるものと思われるため、もう少し広げて重点地区に指定しておくべきと考えます。北側も同様。
6	Ⅱ.5. 景観づくり の方針	別冊 4	公共施設の樹木剪定について 景観づくり重点地区「シンボルロード周辺エリア」には陸上競技場、野球場、公民館、公園など多くの公共施設が含まれています。公共施設内の樹木はまちの景観にとって大変重要な働きをしています。残念ながら朝霞市には樹木の剪定方針を定めたマニュアル等がないため、美しい樹形を台無しにする樹木管理が繰り返されている。公共施設が率先して良好な景観を維持していくための方策の確立が急務です。景観づくり重点地区から樹木管理について景観計画に反映できないか。できない場合、緑の基本計画等で定められないか
7	Ⅱ.5. 景観づくり の方針	別冊 4	街路樹の維持管理について 街路樹は人々にやすらぎと潤いを与え、夏には快い木陰を提供してくれる大切な樹木です。素敵な樹形が一夜にしてみるも無残な丸坊主される強剪定が行われている。一刻も早い対処策の確立を求めます。景観づくり重点地区の街路樹の維持管理については住民参加で行うことを明記していただきたい。

朝霞市景観計画の変更（素案）に関するパブリック・コメント（意見の全文）

No	区分	ページ	意見の内容（全文）
8	Ⅱ.5. 景観づくり の方針	別冊 4	<p>以下の通り、下線で記載したように変更することを提案します。 理由は（参考）に書かれている内容を参照して下さい</p> <p>5. 景観づくりの方針</p> <p>■ケヤキ並木やヤマザクラなど（「ヤマザクラなど」を追加）と周辺の公共施設等が一体となって形成する<u>みどりの景観</u>（「緑の景観」→「みどりの景観」）の景観を守り、育て、次代に継承する。</p> <p>■シンボルロードの整備に伴い朝霞市の顔として人々が親しみ、集い、交流ができるにぎわいの景観づくりを実現する。</p> <p>■本市の顔としてふさわしい<u>みどり豊か</u>（「緑豊か」→「みどり豊か」）豊かでゆとりとにぎわいを感じる景観づくりを実現する。</p> <p>■<u>景観を損ねるコンクリートの使用*</u>を最小限にして、<u>広場、生き物を支える土壌、みどりを守り育む市民の活動、そこから醸成される生活文化にふさわしい景観づくりを実現する</u>（追加）</p> <p>（理由） コンクリートやアスファルトは「景観」という観点からは、最悪の材料です。出来るところからでも、コンクリートの呪縛から離れていくことを、ご検討下さい。</p> <p>（参考）</p> <p>*コンクリート（アスファルト等の舗装を含む）の問題点</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 土や水の循環を断ち切ることによる生態系の破壊や水循環の破壊 ◆ コンクリートは60～70年ですてゴミになる ◆ 土砂の採取、河川環境の破壊、海岸の環境破壊等の2次的な問題が発生する ◆ 直線、四角等々、自然界には存在しない形が自然と調和せず、景観に悪い状況をつくり出す ◆ コンクリートによる大都市の開発は、自然破壊だけでなく、発生する熱の問題や換気等に大量のエネルギーを消費する。特に熱の問題と水循環の破壊は気候変動の大きな要因である。 ◆ コンクリートは都市の「内水氾濫」の原因のひとつになる ◆ コンクリートは人間を自然と切り離す事によって人間自身に変質する <p>土による食料生産の営みは、人間のいやしにもなっている 自然によって生かされているという自覚が持たなくなることによって自然破壊が進行する</p>

朝霞市景観計画の変更（素案）に関するパブリック・コメント（意見の全文）

No	区分	ページ	意見の内容（全文）
8の 補足	-	-	<p>（補足） 今回の（素案）の条文に対する直接の意見ではありませんが、将来、シンボルロードを含む「景観づくり重点地区」が「シティ・セールス朝霞ブランド」等に認定される可能性を想定して、意見を述べさせていただきます。</p> <p>まず、「シティ・セールス」とか「シティ・プロモーション」と言うような、訳の分からないカタカナの流行用語を、そのまま使用することに違和感を感じています。</p> <p>そもそも、朝霞市はセールスの対象になる「売り物」ではありません。この言葉は、どちらかと言うと、人口の流出を食い止める、つまり、税金の減少を抑える、あるいは、市外から人を呼び込んで、経済の活性化を計るといった、お金の面から発想した用語のような気がしています。都市の価値をお金に換算した途端に、本来の目的から外れてしまう危惧があります。</p> <p>この言葉の本来の目的は、都市をPRするとか、資源（最終的にはお金）を獲得するという事だけではないはずで、真の目的は「誇りや愛着を持ってそこで生活できるようにすること」だと思います。市民、すなわち、そこに住んでいる人、そこで活動している人が、身近にある自分達の環境に、魅力や誇りや愛着を持てるようにすることが、まず第一に大切なことだと考えています。そうすれば、自然とその魅力を大事にし、さらに良いものにしようとするでしょうし、人にも話したくもなるでしょう。</p> <p>「シティ・セールス」について、私が理解している内容では、「高規格都市創生」あるいは「高規格都市創生事業」といった方が、中身が分かり易くなるのではないかと考えています。朝霞市が具体的に考えている内容に適切な、もっといい日本語があれば、是非、提唱して下さい。</p> <p>プロモーションにもいろいろな意味があつて、Googleの辞書だけでも「促進、振興、昇進、奨励、育成、助長、昇任、登用、昇級、進級、出世、発起」が出てきます。さあ、どれでしょうということになります。言っている人と受け取る人の間で、どれだけ正確に意味が通じるか疑問です。そもそも、言っている人が、どれだけ具体的な事を理解しているかも、多に疑問と思っています。日本語にならないということは、要するに中身が十分に分からないことの裏返しです。</p> <p>「シティ・プロモーション」は、せめて「地域振興（事業）」とか「地域活性化（事業）」と言えば、多くの人が大体のイメージが掴めるのではないかと思います。</p> <p>これが基本ですが、「高規格都市創生」とか「地域活性化」という事は、どうしても成果として目に見えづらいので、セールスとかプロモーションと言った、なんとなく高尚な、かつ、お金に換算した考えの方が分かり易いことも事実です。しかし、この事だけに腐心していると、本来の目的を忘れてしまうおそれがあります。</p> <p>基本を忘れないためには、シティ・セールス（高規格都市創生(事業)）、シティ・プロモーション（地域活性化(事業)）」というように、漢字ルビをふっておくのがいいのではないかと考えています。ご検討下さい。</p> <p>今後、シンボルロード（仮称）の整備をきっかけにして、「市民のいきいきとした生活のために・・・」という考え方に基づく取組みが、朝霞市で強力に展開されることを期待しています。そして、その事を市民がよく分かるように、是非とも、日本語で表現して下さい。朝霞スタイル（朝霞様式）を日本に広めましょう。</p>

朝霞市景観計画の変更（素案）に関するパブリック・コメント（意見の全文）

No	区分	ページ	意見の内容（全文）
9	Ⅱ.5. 景観づくり の方針	別冊 4	<ul style="list-style-type: none"> ・Ⅱ-5 「景観づくりの方針」について ・が3つあるが、3項目目は上のものほとんど同じことを言っているように見える。 <p>2番目「シンボルロードの整備に伴い朝霞市の顔として人々が親しみ、集い、交流ができるにぎわいの景観づくりを実現する。」 「朝霞市の顔」は3項目目にあるので不要。 3番目「本市の顔として に（日本語では、「～にふさわしい」と使う）ふさわしい緑豊かでゆとりとにぎわい（これは2項目目にあるのでだぶってしまう）やすらぎ（これは、もっといいものがあれば別の言葉でもよい）を感じる景観づくりを実現する。」</p>
10	Ⅱ.5. 景観づくり の方針	別冊 4	<p>強剪定の要因は電線か 街路樹や公共施設内の樹木が強剪定される要因として電線・ケーブル類が挙げられる。電線・ケーブル所有者に景観への配慮は全く感じられません。素敵な樹形を損なう電線・ケーブル所有者へいかに啓蒙や指導または協力依頼等をするのか。占用条件等で規制を掛けられないか。景観づくり重点地区から景観計画に反映できないか。できない場合、緑の基本計画で定められないか。</p>
11	Ⅱ.5. 景観づくり の方針	別冊 4	<p>電線地中化を 街並みや自然の風景を台無しにしているのが、縦横無尽に張りめぐらされている電線類である。欧米はもちろん、今は北京、上海、香港、シンガポール、クアラルンプールなどアジアの都市も徹底的に電線埋設を行っている。いわゆる先進国の中で電線埋設が進んでいないのは日本だけ。日本は電線・鉄塔の無法地帯である。いかに電線類を地下埋設していくか。朝霞市も長期計画で取り組む必要がある。景観計画の中で第一歩として景観づくり重点地区から架空電線・電柱を設置しないようにできないか。</p>
12	Ⅱ.7. 景観づくり 基準「シン ボルロード 周辺エリ ア」	別冊 6	<p>自動販売機は屋外に設置しない 自動販売機は良好な景観にふさわしくありません。景観づくり重点地区内の公共施設地には屋外設置は認めないように明記を望みます。</p>

朝霞市景観計画の変更（素案）に関するパブリック・コメント（意見の全文）

No	区分	ページ	意見の内容（全文）
13	Ⅱ.7. 景観づくり 基準「シン ボルロード 周辺エリ ア」	別冊 6	<p>p.6 7. 景観づくり基準 「シンボルロード周辺エリア」</p> <p>①建築物の建築など・工作物の建設など オ 【外構・自動販売機】</p> <p>自動販売機は、沿道からの見え方に配慮して配置するとともに、建築物及び周辺の景観と調和するよう落ち着いた意匠や色彩に配慮し、必要に応じて適切な修景等の工夫を行う。 について (意見)</p> <p>『業界の自販機景観推奨カラー「5Y7.5/1.5」で自販機設置することで、沿道からの見え方や修景等の工夫は不要』等の文言を「追記」していただくよう再考をお願いいたします。 (理由)</p> <p>■自販機業界の活動としては、既に「景観と調和する自動販売機づくり」として、風致地区、景観地区における「自販機自主景観ガイドライン」を定めており、自販機景観推奨カラーを「修正マンセル表色系5Y7.5/1.5」(*1)としています。 当色彩は、風致地区、美観地区、住宅地区など、それぞれの場所での景観調和が図れます。 実際多くの自治体(*2)では、周辺の景観と調和している自動販売機の色彩として、業界の自販機景観推奨カラー「5Y7.5/1.5」が認められており、高い評価を受けています。 なお、当色彩(5Y7.5/1.5)は、色彩研究家の提案とアドバイスにより決まったものです。</p> <p>■よって、自動販売機を「5Y7.5/1.5」で設置することで、当該建築物および周辺景観との調和は十分図れます。さらには、“沿道からの見え方の配慮”や“修景等の工夫”につきましても、気にすることなく景観を壊さないで設置ができますので、設置者側の負担軽減にも繋がります。</p> <p>■つきましては、自販機景観推奨カラー「5Y7.5/1.5」をご認識頂き、「自販機業界ガイドラインに基づく推奨カラー「5Y7.5/1.5」であれば、沿道からの見え方や修景等の工夫は不要」等の文言を「追記」していただくよう再考をお願いいたします。</p> <p>*1 「自販機景観推奨カラー」は、グレイッシュなベージュ色で「修正マンセル表色系5Y7.5/1.5」または、それに相当する「(社)日本塗料工業会2015年H版塗料用標準色H25-75C」に該当します。 この色は明度が低いため、自販機の周囲のものの明るさとの差が少なくなり、派手な色彩の少ない風致地区、美観地区、住宅地区などの景観との調和が図れます。 また彩度に自然の樹木になじむ色味のイエロー系が加わっているため、無機質な感じが回避され、暖かみを醸し出すことができます。</p> <p>*2 自販機業界の自販機景観推奨カラー「5Y7.5/1.5」を指定している主な自治体 (当団体が把握しているところのみです。実際はもっと多くの自治体で指定されているものと思われます。)</p> <p>1都3県23市2町(東京都、奈良県、兵庫県、長崎県、函館市、石川県加賀市、七尾市、輪島市、茨城県石岡市、岐阜県可児市、神奈川県小田原市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、静岡県静岡市、掛川市、大阪府箕面市、兵庫県川西市、奈良県橿原市、京都市、高知県高知市、三重県伊勢市、福岡県柳川市、長崎市、平塚市、流山市、人吉市、群馬県板倉町、神奈川県大磯町)</p>

朝霞市景観計画の変更（素案）に関するパブリック・コメント（意見の全文）

No	区分	ページ	意見の内容（全文）
14	Ⅱ. 11. 届出の 流れ	別冊 11	<p>1p. 11 11. 届出の流れについて （意見） 『自動販売機は契約から設置まで短期間で販売開始を求められる等、お客様との円滑な取引のためにも「手続きの簡略化」および「届出から行為の着手」までに要する日数の短縮についてご考慮いただきたい。』 （理由） ■屋外設置の自動販売機が対象になっておりますが、自販機ルート担当者は、メンテナンスや自販機の商品補給・金銭回収・空容器回収・自販機周りの清掃など日々対応しておりますので、新規設置の際の「届出対象行為」についてはできる限り手続きの簡略化をお願いいたします。 ■また、お客様との円滑な取引のためにも、「届出」から「行為の着手」までに要する日数については、できる限り日数の短縮にご考慮いただきますようお願いいたします。 上記の通り、業界の活動をご理解いただき、実態に即した景観計画を策定していただきたく、何卒ご配慮のほどお願い申し上げます。</p>
15	Ⅱ. 12. 屋外広告物 の表示及び 掲出に関する 誘導方針	別冊 12	<p>看板と広告の規制を 公共施設も含め、大型で色彩豊かな看板や広告がいたるところに設置されている。確かに必要な看板や広告もあるだろう。しかし、日本は看板天国と言っていいほど看板や広告が乱立し、景観を破壊する要因となっている。看板や広告の大きさ、高さ、設置できない地域、場所などの規制が必要である。まず景観づくり重点地区から規制について明記をすべきである。</p>
16	手続きの 進め方	-	<p>事前説明会の開催を望みます 今回の景観計画の変更については事前説明会が開かれませんでした。市民の関心を高めるためにも事前説明会を開くことを強く要請致します。</p>
17	手続きの 進め方	-	<p>パブコメを活かすために 市民からの貴重な意見を市政に生かすために次のことをパブリックコメントに取り入れるよう提案します。 ◆2010年1月に実施された「朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本整備計画（素案）」のパブリックコメントにおいて、聞き置くだけのアライヴづくりのパブコメから本当に市民の意見を市政に取り入れようとする試みを実施され、パブコメに参加した58名の市民からは高い評価を受けました。</p> <p>今回のパブコメにおいても2010年1月に実施された先進的事例を水平展開し、実施されたい。 ●2010年1月に実施されたこと ・ 提出意見382件に全てに個別に回答を行い、提出者全員に回答書を送付した。 ・ パブコメ参加者を対象とした説明会を後日開催し、意見交換を行い、出された意見を整備計画書に反映させた。</p> <p>【具体的提案事項】 ① 提出者全員に個別事項毎の回答を郵送で行うこと。 ② パブコメ参加者を対象とした説明会を開催し、意見交換を行い、骨子案、素案に反映させること ③ 景観計画策定委員会においてパブコメ参加者と意見交換をする場を設けること</p>

朝霞市景観計画の変更（素案）に関するパブリック・コメント（意見の全文）

No	区分	ページ	意見の内容（全文）
18	協働	-	<p>朝霞市シンボルロード周辺エリアの重点地区指定に当たり、基地跡景観づくりのためのまちづくり協議会の発足を求めます。同地区は、朝霞市景観計画の中で、水と緑を活かすゾーンに指定されています。南側及び北西側は安全で快適な住まいゾーンに指定された地区に隣接しています。今回の地区指定は、両ゾーンのより良い景観づくりの始まりです。基地跡と周辺の環境づくりとして、高層建築物の規制が必要です。今回の指定地区内の建築物の高さは、ケヤキ並木の高さ10m未満に抑えることが必要です。重点地区内の建築物の高さ規制は、地区内の景観づくりに有効です。景観づくりにおいては、平面的広がり確保が生命線です。基地跡地周辺の建築物も同様で、隣接する地域には第一種低層住宅専用地域なみの規制が必要です。今回の重点地区指定隣接地で、25mの高層建築物が建てられ、重点地区が囲まれれば、重点地区内への圧迫感が生まれます。同時に重点地区内への風の流れにも影響し、気温の変化に影響を与えます。東京湾沿いに林立する高層ビルが、湾からの冷えた海風の都内への流れ込みを阻み、ヒートアイランド化をもたらしています。基地跡の森が発するクールアイランド現象は、周辺の住宅にも影響を与え、気温上昇を抑えます。新宿御苑隣接の住宅地は、御苑から流れ出す冷気により、夏でもエアコンの必要のない環境がもたらされています。夏季の冷気発生の影響は、基地跡地と周辺地域でもおこっています。この環境を保全、拡充するためにも、周辺の開発・建築をコントロールする必要があります。景観条例で、用途地区規制のような規制はできませんが、景観重点地区指定が周辺の用途地指定に影響を与え、よりよい住環境、景観づくりに役立ちます。シンボルロードエリアや基地跡地だけが良い景観に保たれても、そこを囲む地域に高層建築物ができるなど、周辺で好ましくない環境作りが進んでは、中核部の環境・景観効果も減退してしまいます。周辺民地の開発規制を伴うため、周辺住民参加のまちづくり協議の場が必要です。今回の重点地区指定は、その場を発足させるよい機会です。今回の重点地区指定は、朝霞の景観づくりの出発点であり、良い景観と居住環境づくりが、地域のグレードアップとなり、規制が歓迎される政策への第一歩です。このことは、黒目川周辺の景観重点地区づくりにも役立ちます。官地が多数を占める基地跡地景観づくりと違い、民地が多数を占める黒目川地域においては、周辺関係者の賛同が不可欠であり、シンボルロード周辺のまちづくり協議会が、そのモデルケースにもなります。</p>
19	他	-	<p>歴史など標記した案内板などの設置を 「シンボルロード周辺エリア」内にある多くの公共施設が米軍基地キャンプドレイク内の跡地に設置されたものである。歴史などを標記した案内板などがあると歴史を学び、景観や郷土への愛着を育む学習効果などが期待できるのではないのでしょうか。是非、ご検討下さい。</p>
20	他	-	<p>「シンボルロード周辺エリア」 2/20のオープニングに向けて、だいぶ整備されてきましたが、まだ形が見えてきてません。冬枯れの時期でもあり、春～秋の時期にみどりの木陰がどのように広がってくれるのか、今のままだと散歩道として、心地よく通れるのか不安。不要なシュロを根からとってほしい。常緑樹もほしい。 ベンチも、建築の専門家が高額な値で置いているのは意味ない。安くてもすわり心地よければ良い。ムダなお金を使わないでほしい。 使いながら市民の（管理運営も市民なら、その中に周辺の商工業者の方々も、緑地づくり専門家も入ってほしい。中・高、大学生、ママ達も入ってほしい）意見を聞き、創って行く（造る）。</p>

朝霞市景観計画の変更（素案）に関するパブリック・コメント（意見の全文）

No	区分	ページ	意見の内容（全文）
21	他	-	<p>基地跡地の景観整備計画は、市民が主体となって進めた結果、完成後も多くの市民の支持を得て利活用され 維持管理もスムーズにできるものと思います。</p> <p>市民の意見、行動力を行政に反映させるシステムは、他の自治体の模範となり得ます。これからの市政にもこの好例を生かしてもらいたいと思います。</p>
22	他	-	<p>シンボルロードができれば終わりではなく、これから基地跡地全体をどうするかについて、市民はもちろんのこと、朝霞市行政も考えていることと推察します。</p> <p>市民の多くは、このシンボルロードと一体としての基地跡地の公園化を望んでいるのではないのでしょうか。</p> <p>シンボルロードは現在みどり公園課が整備に携わっていますが、完成すれば道路整備課の管轄になるものと思われます。これまで「シンボルロード管理運営を考える会議」でみどり公園課と市民がいろいろ話し合ってきた経緯を踏まえ、完成後も道路整備課とみどり公園課とが連携して市民との対話を続けていっていただきたいと思います。</p> <p>市民と行政との協働は、朝霞の森ですでにできています。ここでの「使いながらつくる、作りながら考える」をシンボルロードでもぜひ実現していきたいですね。</p>
23	他	-	<p>市役所周辺は、公共施設も多いが駐車場が基本的に足りない。駐車できなくて、参加を見合わせることも多くなりました。坂道多く、バス便少ない地区もあり高齢化に伴い、車が必需品の人も居ることを忘れないで欲しい。</p> <p>家族で行きたい時は、特に必要性を感じます。</p>
24	他	-	<p>近年、特にこの2、3年マンションが群立してる。あまりにも計画見えず。マンション建設について、市としてビジョンを示してほしい。特に周辺エリアに力を入れる。</p> <p>A. 東京都のある区は、マンション敷地と敷地の間を4mあけねばならぬとしたため、マンションの周辺は高木（常緑が多い）で囲まれるようになり、街の雰囲気が高級感と安らぎがただようようになり、落ち着いてきた。と。</p> <p>B. 以前、市と市民で江戸川区の「緑豊かな市民が愛する町づくり」の見学に行った。木の剪定の取り組みの仕方もすばらしかったが、町づくりも工夫してた。スーパーマーケットや、保育園、幼稚園、敷地の広い家の街路側に、それらの敷地内に街路樹を植えて頂き、道行く人々に木陰を提供。町ぐるみで街角を三角形に切り、（道も広くなり）そこに草花を町の人が植え、手入れしてた。十字路の見通しが広がっていた。公共機関だけでなく、スーパーマーケット、コンビニの周囲も街路樹が植えられていた、防火対策にもなっているとのこと。</p> <p>川も上部は子どもがザリガニや小魚がとれるように、しかし下部は深い用水路になっていた。（0m地帯としての様々な工夫の一端か？）</p> <p>C. これから人口減少。65歳以上の人々が半数を占める時代になる。高層マンションをやめて、6階立てまでに、の動きもある。</p> <p>朝霞台南口のマンション群、あまりにもびっしり建ち、古いマンションは日陰になり空室が目立つ。15階以上20数階が多い。駅から500m程離れると住宅地の中に4～6階のマンションが建つ。（かつては50坪～80坪位の宅地群だったが、老人になり、庭の手入れ、部屋数多すぎる関係で売り、彼等はマンションに居住してる人もいる）</p> <p>むやみやたらに、市は7階以上マンションの林立を許可してほしくない。マンション（高層）には、保育園、学童保育、地域交流の場等を許可条件の中に入れ、建てさせてほしい。周囲は高木で垣根を作り管理させたり、各所に井戸を掘らせて、日常はこの遊び場、災害時の給水、消火活動に役立てる。</p> <p>以上書きましたが「シンボルロード周辺エリア」を町づくりのシンボルにしましょう。</p>
25	他	-	<p>駅から基地跡地に行くまでの間に、商業施設、複合施設など人が集まる場所を市が率先して考えて欲しい。個々の所有者任せにしている、空き家問題も解決しません。便利が良く、人通りがある所には、必ず借り手、買い手の需要があります。そのマッチングは、個々にはできません。</p>